

雇用対策法の一部を改正する法律案 新旧対照表目次

○雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）	一
○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）〔附則第三条関係〕	一
○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）〔附則第四条関係〕	一
○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）〔附則第四条関係〕	一
○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）〔附則第四条関係〕	一
○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第百二十三号）〔附則第四条関係〕	一
○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）〔附則第四条関係〕	一
○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）〔附則第四条関係〕	一
○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）〔附則第四条関係〕	一
○農村地域への産業の導入の促進等に関する法律（昭和四十六年法律第一百十一号）〔附則第四条関係〕	一
○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）〔附則第四条関係〕	一
○漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）〔附則第四条関係〕	二
○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）〔附則第四条関係〕	二
○本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十一号）〔附則第四条関係〕	二
○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）〔附則第四条関係〕	二
○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）〔附則第四条関係〕	二
○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）〔附則第五条関係〕	二
○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）〔附則第六条関係〕	三
○外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律（平成二十八年法律第八十九号）〔附則第六条関係〕	三
○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）〔附則第七条関係〕	三



雇用対策法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

雇用対策法

現 行

目次

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律

目次

第一章 総則（第一条—第九条）

第二章 基本方針（第十条・第十一条の二）

第三章 求職者及び求人者に対する指導等（第十一条—第十五条）

第四章 職業訓練等の充実（第十六条・第十七条）

第五章 職業転換給付金（第十八条—第二十三条）

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等（第二十四条—第二十七条）

第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置（第二十八条—第三十条）

第八章 国と地方公共団体との連携等（第三十一条・第三十二条）

第九章 雜則（第三十三条—第四十条）

附則

第一 章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の

第一 章 総則

（目的）

第一条 この法律は、国が、少子高齢化による人口構造の変化等の

経済社会情勢の変化に対応して、労働に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働者の多様な事情に応じた雇用の安定及び職業生活の充実を促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社会的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

## 2 「略」

### 第二条 「略」

(基本的理念)

第三条 労働に関する施策は、次に掲げる事項を旨として行われなければならない。

一 雇用形態の在り方については、労働者が正規労働者（事業主と期間の定めのない労働契約を締結し、かつ、所定労働時間が労働に従事する事業所における通常の労働時間である労働者であつて、派遣労働者（事業主が雇用する労働者であつて、労働者派遣（自己の雇用する労働者を、当該雇用関係の下に、かつ、他人の指揮命令を受けて、当該他人のために労働に従事させることをいい、当該他人に対し当該労働者を当該他人に雇用させることを約してするものを含まないものとする。）の対象となるもの）以外のものをいう。次条第一項第十一号において同

経済社会情勢の変化に対応して、雇用に関し、その政策全般にわたり、必要な施策を総合的に講ずることにより、労働市場の機能が適切に發揮され、労働力の需給が質量両面にわたり均衡するこどを促進して、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにして、これを通じて、労働者の職業の安定と経済的社會的地位の向上とを図るとともに、経済及び社会の発展並びに完全雇用の達成に資することを目的とする。

## 2 「同上」

### 第二条 「同上」

(基本的理念)

第三条 労働者は、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されることにより、職業生活の全期間を通じて、その職業の安定が図られるように配慮されるものとする。

じ。)として雇用されることを原則としつつ、本人の希望に応じて、労働者の職務の価値の適正な評価及び当該評価を踏まえた公平かつ適正な待遇等の実現が図られた上で、多様な形態で就業する機会が確保されること。

二 労働者が、採用、労働条件、職業訓練の受講、雇用関係の終了等について不当な差別的取扱いを受けることがないようとすること。

三 労働者について、その職業生活の設計が適切に行われ、並びにその設計に即した能力の開発及び向上並びに転職に当たつての円滑な再就職の促進その他の措置が効果的に実施されること。

#### (国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

一 各人が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することを促進するため、労働時間の短縮その他の労働条件の改善、労働者の希望に応じた多様な形態で就業する機会の確保、労働者の職務の価値の適正な評価及び当該評価を踏まえた待遇の確保に関する施策を充実すること。

二～五 【略】

六 女性の職業及び子の養育又は家族の介護を行う者の職業の安

#### (国の施策)

第四条 国は、第一条第一項の目的を達成するため、前条に規定する基本的理念に従つて、次に掲げる事項について、必要な施策を総合的に講じなければならない。

〔新設〕

一～四 【同上】

五 女性の職業の安定を図るため、妊娠、出産又は育児を理由と

定を図るため、雇用の継続、円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び父子家庭の父並びに寡婦の雇用の促進その他のこれら者の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

七・八  
〔略〕

九 疾病、負傷その他の理由により治療を受ける者の職業の安定を図るため、雇用の継続、離職を余儀なくされる労働者の円滑な再就職の促進その他の治療の状況に応じた就業を促進するために必要な施策を充実すること。

十  
〔略〕

十一 不安定な雇用状態の是正を図るため、正規労働者として雇用される環境の整備その他雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十二～十四  
〔略〕

3 2  
〔略〕  
国は、第一項第十二号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十四条第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにするこにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

して休業又は退職した女性の雇用の継続又は円滑な再就職の促進、母子家庭の母及び寡婦の雇用の促進その他の女性の就業を促進するために必要な施策を充実すること。

六・七  
〔同上〕

八  
〔新設〕

九 不安定な雇用状態の是正を図るため、雇用形態及び就業形態の改善等を促進するために必要な施策を充実すること。

十～十二  
〔同上〕

〔同上〕

3 2  
〔同上〕  
国は、第一項第十号に規定する施策を講ずるに際しては、外国人の入国及び在留の管理に関する施策と相まって、外国人の不法就労活動（出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）第二十四条第三号の四イに規定する不法就労活動をいう。）を防止し、労働力の不適正な供給が行われないようにするこにより、労働市場を通じた需給調整の機能が適切に発揮されるよう努めなければならない。

（地方公共団体の施策）

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、労働に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 事業主は、その雇用する労働者の労働時間の短縮その他の労働条件の改善その他の労働者が生活との調和を保ちつつその意欲及び能力に応じて就業することができる環境の整備に努めなければならない。

2 | 「略」

〔削る〕

第七条～第九条 〔略〕

(基本方針)  
第二章 基本方針

第十条 国は、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようにするために必要な労働に関する施策の総合的な推進に関する基本的な方針（以下この条及び次条において「基本方針」という。）を定めなければならない。

2 | 基本方針に定める事項は、次のとおりとする。  
一 労働者がその有する能力を有効に發揮することができるよう

第五条 地方公共団体は、国の施策と相まって、当該地域の実情に応じ、雇用に関する必要な施策を講ずるよう努めなければならない。

(事業主の責務)

第六条 〔新設〕

第七条 削除

第八条～第十条 〔同上〕

〔新設〕

〔新設〕

〔同上〕

にすることの意義に関する事項

二 第四条第一項各号に掲げる事項について講ずる施策に関する  
基本的事項

三 前二号に掲げるもののほか、労働者がその有する能力を有効に發揮することができるようすることに関する重要事項

3| 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4| 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成しようとするときは、あらかじめ、都道府県知事の意見を求めるとともに、労働政策審議会の意見を聴かなければならない。

5| 厚生労働大臣は、第三項の規定による閣議の決定があつたときは、遅滞なく、基本方針を公表しなければならない。

6| 厚生労働大臣は、基本方針の案を作成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、資料の提出その他必要な協力を求めることができる。

7| 国は、労働に関する施策をめぐる経済社会情勢の変化を勘案し、基本方針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。

8| 第三項から第六項までの規定は、基本方針の変更について準用する。

(関係機関への要請)

第十条の二 厚生労働大臣は、必要があると認めるときは、関係行

〔新設〕

政機関の長に対し、基本方針において定められた施策で、関係行政機関の所管に係るもの実施について、必要な要請をすることができる。

第三章 求職者及び求人者に対する指導等

第十一条～第十五条 【略】

第四章 職業訓練等の充実

第十六条・第十七条 【略】

第五章 職業転換給付金

第十八条～第二十三条 【略】

第六章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

第二十四条～第二十七条 【略】

第七章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

第二十八条～第三十条 【略】

第八章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条・第三十二条 【略】

第九章 雜則

第二章 求職者及び求人者に対する指導等

第十一条～第十五条 【同上】

第三章 職業訓練等の充実

第十六条・第十七条 【同上】

第四章 職業転換給付金

第十八条～第二十三条 【同上】

第五章 事業主による再就職の援助を促進するための措置等

第二十四条～第二十七条 【同上】

第六章 外国人の雇用管理の改善、再就職の促進等の措置

第二十八条～第三十条 【同上】

第七章 国と地方公共団体との連携等

第三十一条・第三十二条 【同上】

第八章 雜則

第三十三条～第三十七条　〔略〕

(適用除外)

第三十八条　〔略〕

2 第六条から第九条まで及び第六章(第二十七条を除く。)の規定  
は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第三十九条・第四十条　〔略〕

第三十三条～第三十七条　〔同上〕

(適用除外)

第三十八条　〔同上〕

2 第六条から第十条まで及び第五章(第二十七条を除く。)の規定  
は、国家公務員及び地方公務員については、適用しない。

第三十九条・第四十条　〔同上〕

○職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）〔附則第三条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（法律の目的）

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

現 行

（法律の目的）

第一条 この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まって、公共に奉仕する公共職業安定所その他の職業安定機関が関係行政庁又は関係団体の協力を得て職業紹介事業等を行うこと、職業安定機関以外の者の行う職業紹介事業等が労働力の需要供給の適正かつ円滑な調整に果たすべき役割に鑑みその適正な運営を確保すること等により、各人にその有する能力に適合する職業に就く機会を与え、及び産業に必要な労働力を充足し、もつて職業の安定を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

○生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

別表第一（第二十九条関係）

〔略〕

十一 厚生労働大臣又は都道府県  
知事

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

一 〔略〕

二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報

〔略〕

別表第一（第二十九条関係）

〔同上〕

十一 厚生労働大臣又は都道府県  
知事

次に掲げる情報であつて厚生労働省令で定めるもの

一 〔同上〕

二 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による職業転換給付金の支給に関する情報

〔同上〕

〔同上〕

現 行

○出入国管理及び難民認定法（昭和二十六年政令第三百十九号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（所属機関による届出）

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

現 行

（所属機関による届出）

第十九条の十七 別表第一の在留資格をもつて在留する中長期在留者が受け入れられている本邦の公私の機関その他の法務省令で定める機関（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二十八条第一項の規定による届出をしなければならない事業主を除く。）は、法務省令で定めるところにより、法務大臣に対し、当該中長期在留者の受入れの開始及び終了その他の受入れの状況に関する事項を届け出るよう努めなければならない。

○駐留軍関係離職者等臨時措置法（昭和三十三年法律第百五十八号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（就職指導等）

第十条の二 「同上」

2～4 「同上」

5 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定による認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

一～三 「同上」

四 偽りその他不正の行為により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき支給する給付金（事業主に対し支給するものを除く。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（給付金の支給）

第十条の三 国は、駐留軍関係離職者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、駐留軍関係離職者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

（就職指導等）

第十条の二 「同上」

2～4 「同上」

5 公共職業安定所長は、第一項又は第二項の規定による認定を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、当該認定を取り消すことができる。

一～三 「同上」

四 偽りその他不正の行為により、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき支給する給付金（事業主に対して支給するものを除く。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。

（給付金の支給）

第十条の三 国は、駐留軍関係離職者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、駐留軍関係離職者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

現 行

○障害者の雇用の促進等に関する法律（昭和三十五年法律第二百二十三号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第十五条　〔略〕

2 都道府県は、適応訓練を受ける障害者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第十五条　〔同上〕

2 都道府県は、適応訓練を受ける障害者に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十一号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

現 行

（適応訓練を受ける者に対する措置）

第十五条　〔略〕

2 都道府県は、適応訓練を受ける障害者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

○住民基本台帳法（昭和四十二年法律第八十一号）〔附則第四条関係〕

改正案

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

現行

別表第一（第三十条の九、第三十条の二十三、第三十条の二十八、第三十条の三十関係）

〔同上〕

六十八 厚生労働省

雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）による同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十四条第三項若しくは第二十五条第一項の再就職援助計画の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

〔略〕

六十八 厚生労働省

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）による同法第十八条の職業転換給付金の支給又は同法第二十五条第一項の再就職援助計画の認定に関する事務であつて総務省令で定めるもの

〔略〕

六十八 厚生労働省

別表第三（第三十条の十一関係）

〔略〕

六十八 厚生労働省

六の三 都道府県知事

労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

別表第三（第三十条の十一関係）

〔同上〕

六十八 厚生労働省

別表第三（第三十条の十一関係）

〔同上〕

六十八 厚生労働省

六の三 都道府県知事

雇用対策法による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

		めるもの
〔略〕	〔略〕	
別表第五（第三十条の十五関係）		
一～七の二 〔略〕		

七の三 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八～三十四 〔略〕

  

		〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	
別表第五（第三十条の十五関係）		
一～七の二 〔同上〕		

七の三 雇用対策法による同法第十八条の職業転換給付金の支給に関する事務であつて総務省令で定めるもの

八～三十四 〔同上〕

○社会保険労務士法（昭和四十三年法律第八十九号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

別表第一（第二条関係）	改正案	現行
一九〇十七 〔略〕		別表第一（第二条関係）
十八 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）		一九〇十七 〔同上〕
十九〇三十三 〔略〕		十八 雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）

○職業能力開発促進法（昭和四十四年法律第六十四号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

（目的）

第一条 この法律は、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第二十三条 「略」

2 国及び都道府県は、公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練を受ける求職者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、手当を支給することができる。

現行

（目的）

第一条 この法律は、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）と相まって、職業訓練及び職業能力検定の内容の充実強化及びその実施の円滑化のための施策並びに労働者が自ら職業に関する教育訓練又は職業能力検定を受ける機会を確保するための施策等を総合的かつ計画的に講ずることにより、職業に必要な労働者の能力を開発し、及び向上させることを促進し、もつて、職業の安定と労働者の地位の向上を図るとともに、経済及び社会の発展に寄与することを目的とする。

（職業訓練を受ける求職者に対する措置）

第二十三条 「同上」

2 国及び都道府県は、公共職業訓練のうち、職業能力開発校及び職業能力開発促進センターにおいて職業の転換を必要とする求職者その他の厚生労働省令で定める求職者に対して行う普通職業訓練（短期間の訓練課程で厚生労働省令で定めるものに限る。）並びに障害者職業能力開発校において求職者に対して行う職業訓練を受ける求職者に対して、雇用対策法の規定に基づき、手当を支給することができる。

3  
•  
4  
〔略〕

3  
•  
4  
〔同上〕

改 正 案

現 行

（職業紹介の充実等）

第十一條 〔同上〕

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練（作業環境に適応させる訓練を含む。）の実施、職業転換給付金（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条の職業転換給付金をいう。）の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

（職業紹介の充実等）

第十一條 〔同上〕

2 国及び地方公共団体は、実施計画で定めるところに従い導入される産業に農業従事者が円滑に就業することを促進するため、職業訓練（作業環境に適応させる訓練を含む。）の実施、職業転換給付金（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第十八条の職業転換給付金をいう。）の支給等必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

## ○雇用保険法（昭和四十九年法律第百十六号）〔附則第四条関係〕

(傍線部分は改正部分)

第十条の四　〔略〕	第十条の四　〔返還命令等〕
<p>2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律）（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十二年法律第百四十号）第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）、募集情報等提供事業を行う者（同条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）に提供する者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものであるときは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帶して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができ</p>	<p>2 前項の場合において、事業主、職業紹介事業者等（雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関又は業として職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第四条第四項に規定する職業指導（職業に就こうとする者の適性、職業経験その他の実情に応じて行うものに限る。）を行う者（公共職業安定所その他の職業安定機関を除く。）をいう。以下同じ。）、募集情報等提供事業を行う者（同条第六項に規定する募集情報等提供を業として行う者をいい、労働者となろうとする者の依頼を受け、当該者に関する情報を労働者の募集を行う者又は募集受託者（同法第三十九条に規定する募集受託者をいう。）に提供する者に限る。以下この項及び第七十六条第二項において同じ。）又は指定教育訓練実施者（第六十条の二第一項に規定する厚生労働大臣が指定する教育訓練を行う者をいう。以下同じ。）が偽りの届出、報告又は証明をしたためその失業等給付が支給されたものは、政府は、その事業主、職業紹介事業者等、募集情報等提供事業を行う者又は指定教育訓練実施者に対し、その失業等給付の支給を受けた者と連帶して、前項の規定による失業等給付の返還又は納付を命ぜられた金額の納付をすることを命ずることができる。</p>

ことができる。

3 [略]

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 [略]

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必

2・3 [略]  
三・六 [略]

3 [同上]

(雇用安定事業)

第六十二条 政府は、被保険者、被保険者であつた者及び被保険者にならうとする者（以下この章において「被保険者等」という。）に関し、失業の予防、雇用状態の是正、雇用機会の増大その他雇用の安定を図るため、雇用安定事業として、次の事業を行うことができる。

一 [同上]

二 離職を余儀なくされる労働者に対して、雇用対策法第二十六条第一項に規定する休暇を与える事業主その他当該労働者の再就職を促進するために必要な措置を講ずる事業主に対して、必要な助成及び援助を行うこと。

2・3 [同上]  
三・六 [同上]

○漁業経営の改善及び再建整備に関する特別措置法（昭和五十一年法律第四十三号）〔附則第四条関係〕  
 （傍線部分は改正部分）

改 正 案

（労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の準用）

（雇用対策法の準用）

現 行

第十四条 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二十一条及び第二十二条の規定は、職業転換給付金について準用する。

第十四条 雇用対策法（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二十一条及び第二十二条の規定は、職業転換給付金について準用する。

○国際協定の締結等に伴う漁業離職者に関する臨時措置法（昭和五十二年法律第九十四号）〔附則第四条関係〕 （傍線部分は改正部分）

	改正案	現行
（漁業離職者求職手帳）		
第四条　〔略〕	（漁業離職者求職手帳）	
2・3　〔略〕	第四条　〔同上〕	
4　手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。	2・3　〔同上〕	4　手帳は、公共職業安定所長が、当該手帳の発給を受けた者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、その効力を失う。
一～三　〔略〕	一～三　〔同上〕	
四　偽りその他不正の行為により、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき支給する給付金（事業主に対し支給するものを除く。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。	5・6　〔略〕	四　偽りその他不正の行為により、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき支給する給付金（事業主に対し支給するものを除く。）の支給を受け、又は受けようとしたとき。
（船員となるとする者に関する特例）	（船員となるとする者に関する特例）	
第六条の二　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となるとする漁業離職者に関する規定では、第三条第一項、第四条（第一項各号列記以外の部分を除く。）及び第五条の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長」と、「公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次項	第六条の二　船員職業安定法（昭和二十三年法律第百三十号）第六条第一項に規定する船員となるとする漁業離職者に関する規定では、第三条第一項、第四条（第一項各号列記以外の部分を除く。）及び第五条の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「国土交通大臣」と、「厚生労働省令」とあるのは「国土交通省令」と、「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長」と、「公共職業能力開発施設の行う職業訓練（職業能力開発総合大学校の行うものを含む。次項	

第三号において同じ。)」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、「公共職業能力開発施設の行う職業訓練の」とあるのは「職業訓練の」と、第四条第一項各号列記以外の部分中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)」と、同一条第四項第四号中「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律(昭和四十一年法律第百三十二号)」の規定に基づき支給する給付金」とあるのは「第七条第一項の給付金」とする。

## 2 「略」

### (給付金の支給等)

第六条の三 国及び都道府県は、手帳所持者(船員職業安定法第六条第一項に規定する船員となろうとする者を除く。以下この条において同じ。)がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

第三号において同じ。)」とあるのは「職業訓練」と、「公共職業安定所」とあるのは「地方運輸局(運輸監理部を含む。)」と、「公共職業能力開発施設の行う職業訓練の」とあるのは「職業訓練の」と、第四条第一項各号列記以外の部分中「公共職業安定所長」とあるのは「地方運輸局長(運輸監理部長を含む。以下同じ。)」と、同一条第四項第四号中「雇用対策法(昭和四十一年法律第百三十二号)」の規定に基づき支給する給付金」とあるのは「第七条第一項の給付金」とする。

## 2 「同上」

### (給付金の支給等)

第六条の三 国及び都道府県は、手帳所持者(船員職業安定法第六条第一項に規定する船員となろうとする者を除く。以下この条において同じ。)がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

○本州四国連絡橋の建設に伴う一般旅客定期航路事業等に関する特別措置法（昭和五十六年法律第七十一号）〔附則第四条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

改正案	現行
<p>（給付金の支給等）</p> <p>第十九条 国及び都道府県は、手帳所持者（船員となろうとする者を除く。以下この条において同じ。）がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。</p>	<p>（給付金の支給等）</p> <p>第十九条 国及び都道府県は、手帳所持者（船員となろうとする者を除く。以下この条において同じ。）がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。</p>

○沖縄振興特別措置法（平成十四年法律第十四号）〔附則第四条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

（給付金の支給）

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

現行

（給付金の支給）

第八十条 国は、手帳所持者がその有する能力に適合する職業に就くことを容易にし、及び促進するため、手帳所持者又は事業主に対して、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、給付金を支給するものとする。

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）〔附則第四条関係〕

〔傍線部分は改正部分〕

		別表第一（第九条関係）		改正案
情報照会者	事務	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

		別表第一（第九条関係）		現行
情報照会者	事務	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔同上〕		二十六 道府県知事等	都生活保護法による保護の決定及び実施又は徴収金の徴収に関する事務であつて主務省令で定めるもの	厚生労働大臣又は都道府県知事	〔同上〕
〔同上〕					
〔同上〕	〔同上〕				
〔同上〕	〔同上〕		特別児童扶養手当関係用対策法による職業転換給付金の支給に関する情報である令で定めるもの		〔同上〕

八十七都道府県知事等					〔略〕	七十一厚生労働大臣又は都道府県知事				
定めるもの	する事務であつて主務省令で	の支給に関する事務であつて主務省令で	等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で	中国残留邦人の支給に関する事務であつて主務省令で	〔略〕	金の支給に関する事務であつて主務省令	職業転換給付	充実等による法律による法律による法律による法律	雇用の安定及び職業生活の充実等による法律による法律による法律による法律	合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等による法律による法律による法律による法律
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕
〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕	〔略〕

八十七都道府県知事等					〔同上〕	七十一厚生労働大臣又は都道府県知事				
定めるもの	する事務であつて主務省令で	の支給に関する事務であつて主務省令で	等支援給付等の支給に関する事務であつて主務省令で	中国残留邦人の支給に関する事務であつて主務省令で	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕
〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕	〔同上〕

〔略〕								
〔略〕								
〔略〕	〔略〕							
〔略〕	〔略〕	の	給付金の支 給に関する 情報であつ て主務省令 で定めるも	る法律によ る職業転換				

〔同上〕								
〔同上〕								
〔同上〕	〔同上〕							
〔同上〕	〔同上〕							もの

○高年齢者等の雇用の安定等に関する法律（昭和四十六年法律第六十八号）〔附則第五条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改 正 案

現 行

（手当の支給）

第二十八条 国及び都道府県は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

（業務等）

第三十八条 〔略〕

2 〔略〕

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第二条に規定する職業紹介機関と、

（手当の支給）

第二十八条 国及び都道府県は、第二十六条第一項又は第二項の指示を受けて就職促進の措置を受ける者に対して、その就職活動を容易にし、かつ、生活の安定を図るため、手帳の有効期間中、雇用対策法（昭和四十一年法律第百三十二号）の規定に基づき、手当を支給することができる。

（業務等）

第三十八条 〔同上〕

2 〔同上〕

3 前項の規定による有料の職業紹介事業に関しては、シルバー人材センターを職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者若しくは同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者又は雇用対策法第二条に規定する職業紹介機関と、前項の規定による届出を職業安定法第三十条第一項の規定による許可とみなして、同法第五条の二から第五条の七まで、第十八条の二、第三十二条の三、第三十二条の四第二項、第三十二条の八第一項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び

二項、第三十二条の九第二項、第三十二条の十から第三十二条の十三まで、第三十二条の十五、第三十二条の十六、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一条及び

第六十四条から第六十七条规定までの規定並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第十八条の二中「第三十二条の九第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項の規定により適用される第三十二条の九第二項」と、同法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第二号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とする。

から第三十四条まで、第四十八条から第四十八条の四まで、第五十一條及び第六十四条から第六十七条までの規定並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第十八条の二中「第三十二条の九第二項」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第三項の規定により適用される第三十二条の九第二項」と、同法第三十二条の三第一項中「第三十条第一項の許可を受けた者」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届け出て、有料の職業紹介事業を行う者」と、同法第三十二条の四第二項中「許可証の交付を受けた者は、当該許可証」とあるのは「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律第三十八条第二項の規定により届出書を提出した者は、当該届出書を提出した旨その他厚生労働省令で定める事項を記載した書類」と、同法第三十二条の九第二項中「前項第一号又は第三号」とあるのは「前項第二号」とす

4  
7  
〔同上〕

七

同上

○建設労働者の雇用の改善等に関する法律（昭和五十一年法律第三十三号）〔附則第六条関係〕

（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

（職業安定法の規定の読み替え適用等）

第三十条　〔略〕

2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に  
関しては、建設業務有料職業紹介事業者を労働施策の総合的な  
推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法  
律（昭和四十一年法律第二百三十二号）第二条に規定する職業紹介  
機関とみなして、同法第三章の規定を適用する。

（職業安定法の規定の読み替え適用等）

第三十条　〔同上〕

2 建設業務有料職業紹介事業者が行う建設業務有料職業紹介事業に  
関しては、建設業務有料職業紹介事業者を雇用対策法（昭和四  
十一年法律第二百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみな  
して、同法第二章の規定を適用する。

（傍線部分は改正部分）

（職業安定法の特例等）	現 行
第二十七条　〔略〕	
第二十七条　〔同上〕	
2　監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第一百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二项及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第三章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務大臣」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項（これら	2　監理団体が行う技能実習職業紹介事業に関しては、監理団体を職業安定法第四条第九項に規定する職業紹介事業者、同法第三十二条の三第一項に規定する有料職業紹介事業者若しくは同法第三十三条第一項の許可を受けた者又は雇用対策法（昭和四十一年法律第一百三十二号）第二条に規定する職業紹介機関とみなして、職業安定法第五条の二、第五条の三、第五条の五から第五条の七まで、第三十二条の十二及び第三十二条の十三（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の五から第三十四条まで、第四十八条並びに第四十八条の三第二项及び第三項並びに雇用対策法第二章の規定を適用する。この場合において、職業安定法第五条の三第三項及び第四項、第三十二条の十三（同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）並びに第三十三条の六の規定中「厚生労働省令」とあるのは「主務大臣」とあるのは「主務省令」と、同法第三十二条の十二第一項及び第三項（これらの規定を同法第三十三条第四項において準用する場合を含む。）、第三十三条の六、第四十八条並びに第四十八条の三第二項及び第三項（これら

三第二項及び第三項並びに労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律第十一条及び第十二条第一項の規定中「厚生労働大臣」とあるのは「主務大臣」とする。

3  
・  
4  
〔略〕

3  
・  
4

〔同上〕

## ○厚生労働省設置法（平成十一年法律第九十七号）〔附則第七条関係〕

## 改 正 案

(傍線部分は改正部分)

## (所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十一 〔略〕

## (所掌事務)

第四条 厚生労働省は、前条第一項及び第二項の任務を達成するため、次に掲げる事務をつかさどる。

一～五十一 〔同上〕

## 五十二 削除

五十二 労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律（昭和四十一年法律第百三十二号）第十条第一項に規定する基本方針の策定及び推進に関すること。

五十三～百十一 〔略〕

五十三～百十一 〔同上〕

## 2・3 〔略〕

## 2・3 〔同上〕

## (労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 〔略〕

## (労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 〔同上〕

## (労働政策審議会)

第九条 労働政策審議会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一～三 〔同上〕

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第二百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十

四 労働基準法（昭和二十二年法律第四十九号）、労働時間等の設定の改善に関する特別措置法（平成四年法律第九十号）、専門的知識等を有する有期雇用労働者等に関する特別措置法（平成二十六年法律第二百三十七号）、労働安全衛生法（昭和四十七年法律第五十七号）、労働災害防止団体法（昭和三十九年法律第二百十八号）、労働者災害補償保険法（昭和二十二年法律第五十号）、労働保険の保険料の徴収等に関する法律（昭和四十四年法律第八十

四号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)、労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第三十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第二百二十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和三十五年法律第一百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十九年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第六十三号)、看護師等の人材確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成四年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の材確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成八年法律第四十五号)、雇用保険法(昭和四十九年法律第一百十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等による法律の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(昭和四十七年法律第七十六号)、又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(平成三年法律第七十六号)

四号)、勤労者財産形成促進法(昭和四十六年法律第九十二号)、中小企業退職金共済法、中小企業退職金共済法の一部を改正する法律(平成十年法律第四十六号)、職業安定法(昭和二十二年法律第一百四十一号)、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律(昭和六十年法律第八十八号)、高年齢者等の雇用の安定等に関する法律(昭和四十六年法律第六十八号)、障害者の雇用の促進等に関する法律(昭和三十五年法律第一百二十三号)、建設労働者の雇用の改善等に関する法律(昭和五十一年法律第三十三号)、港湾労働法(昭和六十三年法律第四十号)、中小企業における労働力の確保及び良好な雇用の機会の創出のための雇用管理の改善の促進に関する法律(平成三年法律第五十七号)、介護労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の人材確保の促進に関する法律(平成四年法律第六十三号)、看護師等の材確保の促進に関する法律(平成四年法律第六十六号)、林業労働力の確保の促進に関する法律(平成四年法律第八十六号)、職業能力開発促進法、外国人の技能開発促進法、外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律(平成二十八年法律第八十九号)、青少年の雇用の促進等による法律の促進等に関する法律(昭和四十五年法律第九十八号)、雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律(昭和四十七年法律第一百三号)、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律(昭和四十七年法律第七十六号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成三年法律第七十六号)

第七十六号)、短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律(平成五年法律第七十六号)及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2  
〔略〕

及び家内労働法(昭和四十五年法律第六十号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理すること。

2  
〔同上〕